スタジオ会員規約

第1条「名称・目的」

本スタジオの名称は「スタジオシャンティ」(以下、「本スタジオ」という)と称する。本スタジオは、本スタジオの会員が、スタジオ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互 の親睦を図ること、優秀なインストラクターを養成することによりヨガの普及と発展に寄与することを目的とします。

第2条「所在地

本スタジオの運営会社はシャンティ・アソシエーション株式会社(以下「会社」という)本社を東京都中央区日本橋 1-7-6 日本興美装ビル2F に置くものとします。

第3条 「運営」

本スタジオの施設の運営・管理(入会資格の得喪、スタジオ規約の制定改廃等の決定手続きを含みます)は、会社が行うものとします。

第4条 「入会資格」

本スタジオに入会を希望する方は、会則を承認した上で、入会申込みを行うものとします。ただし、他の会員に迷惑をかける恐れがあるなど入会が不適切であると会社が判断した場合は、入会をお断りします。

第5条「未成年者」

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条「会員の種類」

<マンスリーパスポート会員> ダイヤモンド会員:10,800円

(1日1クラス、全てのクラスが受講対象、追加受講は1,620円)

ゴールド昼会員 : 8,640円 (ランチヨガ受け放題)

<月4回通いコース会員>

プレミア朝会員 : 6,480円 (朝ヨガを月4回まで@1,620) プレミア昼会員 : 5,180円 (ランチョガを月4回まで@1,295) プレミア60会員: 7,780円 (60分クラスを月4回まで@1,945)

第7条「会員の手続き」

会員は、メンバー種類に従って第 9 条に定められた諸会費・諸費用を会社に支払わなければなりません。なお、手続完了後初めて到来する支払日に支払いがなかった場合、スタジオシャンティ施設を利用することができません。その場合、会社は、第 12 条 3 に従い会員を除名処分とすることができます。除名処分となった場合も会員は、除名処分までの間の会費及び諸費用の支払い義務を免れることはできません。

第8条「会員証」

- 1. 本スタジオの会員(以下会員という)は、「スタジオレギュラーレッスン、ワークショップ、養成講座」に参加する者とします。
- 2. 会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本スタジオの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入館時に提示しなければなりません。
- 3. 会員は会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。
- 4. 会員証を紛失した時は速やかに所定の方法で再発行の手続きをとらなければなりません。

第9条「諸会費・諸料金の支払い」

- 1. 会員は会社が定めた諸料金を所定の方法で、会社に納入しなければなりません。
- 2. 入会時には、2ヶ月分の会費に事務手数料を添え、現金でお支払いいただきます。3ヶ月目以降の会費はご登録いただいた銀行口座からの引き落しとなります。毎月27日に翌月分の会費を所定の銀行口座より振替いたします。
- 3. 何らかの事情で口座振替が不可能の場合、月毎の現金持参払いが必ず必要となります。
- 4. 会社は本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができるものとします。
- 5. 納入されたレギュラークラスレッスン料金は、理由にかかわらず返金いたしません。
- 6. ワークショップ・イベント、養成講座受講料は、本スタジオキャンセルポリシーに従うものとします。キャンセルはメールでの連絡が必要です。
- 7. レギュラーレッスンの無断欠席(キャンセル手続きのない場合)をされた場合、ダイヤモンド・ゴールド会員は、キャンセル料 1,080 円を、回数券、月会費の方は1回分を申し受けます。

第10条(退会・コース変更)

本スタジオには休会制度はありませんコース変更・退会を希望する者は、該当月前月の10日までに規定の書面を持って届出をする必要があります。書面はホームページからもダウンロードできます。期限までに変更・退会届の提出がない場合、次月の会費をお支払い頂く義務が生じます。

第11条(会員資格の譲渡、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他の人(家族も含む)に譲渡または貸与することはできません。判明した場合は除名処分とし、会費の返却はいたしません。

第12条「会員除名」

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社は、会員資格停止処分または除名処分等の処分をする事ができます。

1. 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。

- 2. 本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 3. 諸会費、諸料金の支払いを怠ったとき。
- 4. 利用に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- 5. 会社が本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- 6. 他の会員に対する迷惑行為、本スタジオの運営に支障を与えるような行為を行ったとき。
- 7. 第11,20条各号の禁止行為を行ったとき。

第13条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- 1. 第 11,12条により除名されたとき。
- 2. 会員本人が死亡したとき。

第14条(諸手続き)

会員が同意書に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)は速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第15条(諸規則の厳守)

会員は本スタジオ施設利用に際して、会社が別途定める規則、注意事項を厳守し本スタジオ係員の指示に従っていただ きます。

第16条(入場禁止・退場)

会社は会員が下記の各号の一つに該当する場合は、その会員の本施設への入場禁止及び退場を命じることができます。 また、以下の場合受講者は受講料の返金を請求することはできないもの とします。

- 1. 感染症及び感染性のある皮膚病の方(但し、別途定める基準に準じて認めた場合は除く)。
- 2. 暴力団関係者。
- 3. 刺青のある方。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)。
- 4. 酒気を帯びているとき。
- 5. 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。
- 6. 正当な理由なく本スタジオの係員の指示に従わないとき。
- 7. (乳がんヨガに限り)がん治療中または経験者ではない方。

第17条(損害賠償)

本スタジオの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故について会社は一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。但し、会社の調 査により会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。

第18条(盗難)

会員が本スタジオの利用に際して生じた盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責を負いません。

第19条(紛失物・忘れ物・放置物)

会員が本スタジオの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。忘れ物・放置物については、原則として4週間保管した後、処分させていただきます。忘れ物のお問い合わせは、info@studio-shanti.comまでお願いします。

第20条(禁止事項)

- 1. 許可なく本スタジオにおいて物品の売買や営業行為や勧誘をすること。
- 2. 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。
- 3. 他人を誹謗、中傷すること。
- 4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- 5. 痴漢、覗きなど、露出等公序良俗に反する行為。
- 6. 施設内に落書きや造作をすること。
- 7. クラスに携帯電話やスマートフォンなどを持ち込むこと。
- 8. クラス内での許可なき撮影、録音をすること。
- 9. 犬、猫、うさぎ、爬虫類などの動物をを館内に持ち込むこと。
- 10. 危険物を館内に持ち込むこと。
- 11. 館内での喫煙。
- 12. 会社従業員の業務を妨げる行為。
- 13. 他人へのストーカー行為。
- 14. 他人の施設利用を妨げる行為。
- 15. 本施設の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること。
- 16. その他、本条各号に準じる行為。

第21条 (スタジオの閉業)

会社は次の理由により、本スタジオの閉業をすることがあります。

- 1. 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断した場合。
- 2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第22条(会則の改訂)

会社は必要と認めた場合、本会則の改訂を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

附側

本会則は、2018年1月1日より施行いたします。

シャンティ・アソシエーション株式会社 代表取締役 平賀 恭子